

# 進路だより

令和7年度 3月  
岐阜県立大垣特別支援学校  
進路支援部

最初に、障害者総合支援法の改正により新しく作られた「就労選択支援」という障がい福祉サービスについて紹介します。

## 就労選択支援とは？

- 障がいのある人が、就労先や働き方についてより良い選択ができるように、本人の希望、就労能力や適性に合った選択を支援する障がい福祉サービス。
- 訓練や就職活動の支援自体を行うものではなく、「アセスメント(適性把握)」に特化したものである。
- 本人の意思決定を支援するサービスとも言われている。

## 目的は？

- 作業場面等を活用して、本人の強みや課題、適性をしっかりと把握すること。また、自己理解を促すこと。
- 就労面の客観的な評価ができた上で、本人の希望、就労能力や適性等に合った就労・障がい福祉サービスを主体的に選択できるように支援すること。
- アセスメントの過程や結果を通じて、本人が進路を選択し決めていくこと。

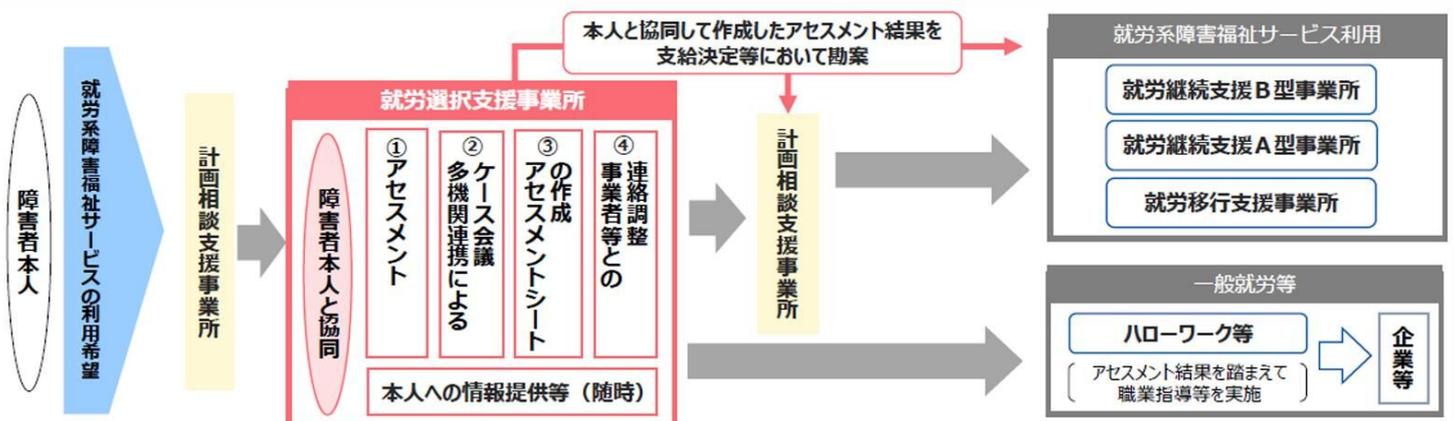
(参照:厚生労働省「就労選択支援 実施マニュアル」)

## 対象となる人は？

- 就労移行支援または就労継続支援 A 型、B 型を利用する希望のある人
- ⇒就労継続支援 B 型を新たに利用希望する人は、「就労選択支援」の利用が原則必要。

サービス類型		新たに利用する意向がある 障害者	既に利用しており、 支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和7年10月から原則利用	希望に応じて利用
	・50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者 ・就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用 ※標準利用期間を超えて更新を希望する者

## 就労選択支援の流れは？



(引用:岐阜県 HP)



最後に、2月27日(金)に開催しました進路研修会についてです。講師に社会保険労務士の田中佐菜江様をお招きし、障害基礎年金の請求の進め方についてお話を伺いましたので、その中の一部を紹介します。

## 障害年金の仕組みについて

「所得保障制度」には、①生活保護、②社会手当(児童手当・特別児童扶養手当)、③公的年金、があります。そのうち、「公的年金」には、①老齢年金、②遺族年金、③障害年金、があり、障害年金は所得保障の一つです。以下、資料より抜粋して紹介します。

### ○障害基礎年金の3要件

3つの要件	障害基礎年金	
① 初診日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金の被保険者である。</li> <li>・被保険者であった人は、初診日に60歳以上 65歳未満で日本国内に住んでいる。</li> <li>・<b>20歳前に初診日があるとき</b></li> </ul>	
② 納付要件	初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上であること。</li> <li>② 直近1年間に保険料の未納がないこと。</li> </ul> ※ <b>20歳前障害の場合は、納付要件を問いません。</b>	
③ 障害等級と金額	1級 1,059,125円 (R.84~)	2級 847,300円 (R.84~)
障害の程度	重い	軽い

### ○障害の程度

障害の程度	国年令別表、厚年令別表第1 及び厚年令別表第2 に規定	※身体障害者手帳の等級と異なります。
1級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもとする。 この日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度とは、 <u>他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のものである。</u> 例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、 <u>病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね就床室内に限られるものである。</u>	
2級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、 <u>日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもとする。</u> この日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、 <u>日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のものである。</u> 例えば、家庭内の極めて温和な活動(軽食作り、下着程度の洗濯等)はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである。	

請求は、①申請書類を取りに行く(年金相談)…年金事務所または市町村役場の国民年金課、②生まれてから現在までの状況を振り返る(初診日・病歴・病上等確認)、③現在の日常生活の程度がどんな状態か把握する、④病歴・就労状況等申請書の作成、⑤受診の段取りをする…受診の予約・受診(問診・発達検査など)・診断書依頼、⑥診断書の内容と病歴・就労状況等申請書の整合性を確認、⑦裁定請求書・添付書類の準備→裁定請求書等提出、の流れです。

まずはご自身の子どもの20歳誕生日3か月前になったら、年金事務所または市町村役場の国民年金課に自ら申請書類を取りに行くことから始まります。忘れないようにしたいものです。

※障害基礎年金に関する案内はありませんので、ご自身での請求が必要になります。

今年度も進路だよりでは、進路に関する情報をお伝えして参りました。保護者の皆様がお知りになりたい情報等ございましたら、進路指導主事まで連絡ください。一年間ありがとうございました。